公 安 委 員 会 「 古 物 営 業 法 施 行 令 の 一 部 を ▼ 平成30年9月6日

説明資料No. 7 d改 正 す る 政 令 案 」 等 に つ い て 生活安全企画課

「古物営業法施行令の一部を改正する政令案」等の改正等について

(1) 趣旨

古物営業法の一部を改正する法律(平成30年法律第21号。以下「改正法」 という。)の一部の施行等に伴い、古物営業法施行令(平成7年政令第326 号)等を改正等するもの。

(2) 改正等する法令

ア 古物営業法施行令の一部を改正する政令案

許可の取消しに関する事務については、道公安委員会から方面公安委 員会へ委任せず、道公安委員会が行うこととしているところ、改正法に より新設された簡易取消しに関する事務についても同様に取り扱うこと を定めるもの。

- イ 古物営業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案 改正法の一部の施行期日を平成30年10月24日と定めるもの。
- ウ 古物営業法施行規則の一部を改正する規則案(意見公募手続を実施) 仮設店舗における営業の届出の方法等について定めるほか、非対面取 引の本人確認方法の追加及び帳簿の様式の記載例の変更を行うもの。

(3) 規則案の意見公募手続の実施結果

- ア 規則案について、平成30年7月23日(月)から同年8月21日(火)ま での間、意見公募手続を実施したところ、9件の意見が寄せられた。寄 せられた意見及びこれに対する警察庁の考え方は別紙のとおりである。
- イ 意見公募手続の結果を踏まえ、規則案を修正し、帳簿の様式の記載例 として示す項目を古物の特定に支障がない範囲で限定することとした。

(4) 今後の予定

平成30年9月11日(火) 政令案の閣議決定 平成30年9月14日(金) 政令案・規則案の公布 2 「行商従業者証等の様式の承認に関する規程の一部を改正する告示案」に対する意見の募集について

(1) 趣旨

改正法の一部の施行等に伴い、行商従業者証等の様式の承認に関する規程(平成7年国家公安委員会告示第7号)について所要の改正を行うに当たり、広く一般から意見を募集するもの。

(2) 期間

平成30年9月10日(月)から10月9日(火)までの間

(3) 主な内容

ア 改正法の一部の施行に伴う規定の整備

- (ア) 行商従業者証等の様式の承認を受けることができる団体の要件として、その役員のうちに、
 - a 窃盗罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執 行を受けることのなくなった日から起算して5年を経過しない者
 - b 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法 な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認 めるに足りる相当な理由がある者
 - c 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律 第77号)第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は 指示を受けた日から起算して3年を経過しないもの

がいないことを追加することとする (第1条第3号関係)。

- (イ) 古物営業法上の「露店」が「仮設店舗」に改められることに伴い、 「露店」を「仮設店舗」に改めることとする(第4条第1号関係)。
- イ 電磁的記録媒体による手続の整備(第2条の2関係)

行商従業者証等の様式の承認を申請しようとする一般社団法人等が書類に代えて提出することができる媒体をフレキシブルディスクから電磁的記録媒体に拡大することとする。

ウその他

その他所要の規定を整備することとする。

公 安 委 員 会 警察におけるサイバーセキュリティ 平 成 3 0 年 9 月 6 日

説明資料No. 2 戦略の改定等について

総務課(サイバー)

改定の背景 1

警察においては、平成27年9月に制定した「警察におけるサイバーセキ ュリティ戦略」(以下「警察戦略」という。)等に基づき、サイバー空間 の脅威への対処に係る取組を推進してきたところ、この度、政府において 新たな「サイバーセキュリティ戦略」が決定されたこと等を踏まえ、警察 戦略を改定するもの。

政府における新たなサイバーセキュリティ戦略の概要

- 平成27年に策定された旧戦略に引き続き、「経済社会の活力の向上及 び持続的発展」、「国民が安全で安心して暮らせる社会の実現」、「国際 社会の平和・安定及び我が国の安全保障」が3つの柱
- IoT機器の脆弱性対策、多様な主体の情報共有・連携の推進、大規模 サイバー攻撃事態等への対処態勢の強化、2020年東京大会に向けた取組 等を新たな施策として追加

改定した警察戦略の概要

- (1) サイバー空間の脅威への対応の強化
 - サイバー犯罪に対する捜査等の推進
 - 国の公安を脅かす事案の防止及び対処
 - 2020年東京大会に向けた取組
- (2) 警察における組織基盤の更なる強化
 - 部門間連携の推進
 - サイバー空間の脅威への対処に関する人的基盤の強化
 - 情報収集・分析及び情報技術解析態勢の強化
 - 新たな技術の活用及び研究開発の推進
 - 警察における堅牢な情報セキュリティ対策
- (3) 国際連携及び産学官連携の推進
 - 国際連携の推進
 - 産学官の知見等を活用した対策の推進
 - 民間事業者等における自主的な被害防止対策の促進

公安委員会

台風第21号に伴う警察措置等について

平成30年9月6日

説明資料No. 3

警 備 課

1 人的被害の状況(6日午前8時00分現在)

死者等 12人(愛知2、三重1、滋賀1、大阪8)

2 警察の対応

- 警察庁は、3日午後3時00分に災害情報連絡室を設置
- 関係都道府県警察は、3日以降、所要の警備体制を確立
- 警察庁、管区警察局及び関係都道府県警察は、関連情報の収集等を実施

3 110番通報件数(6日午前7時00分現在)

総数 15,339件(大阪4,306件、愛知2,214件、兵庫1,558件、岐阜1,186件等) 〈通報内容〉

信号滅灯、車両横転、停電、電線の断線、倒木等

4 政府の対応

- 3日午後3時00分、台風第21号に係る関係省庁災害警戒会議を開催
- 3日午後3時00分、官邸危機管理センターに情報連絡室を設置
- 3、4日、第20~22回非常災害対策本部会議を開催
- 5日午後5時00分、台風第21号に係る関係省庁災害対策会議を開催

5 道路交通状況(6日午前5時00分現在)

- 高速道路の通行止め状況 ~ 49路線56区間(うち解除46路線53区間)
- 一般道路の通行止め状況 ~ 1,177区間 (うち解除734区間)
- 信号滅灯 ~ 3,332箇所(うち復旧2,329箇所)
- 信号柱損壊 ~ 17箇所(うち復旧5箇所)
- 標識柱損壊 ~ 126 箇所(うち復旧22箇所)

公安委員会

北海道胆振地方中東部を震源とする地震に伴う警察措置等について

平成30年9月6日

警 備 課

説明資料No. 4

1 地震概要

(1) 発生日時

平成30年9月6日(木)午前3時08分ころ

- (2) 発生場所
 - 震源 地~北海道胆振地方中東部(北緯42.7度、東経142.0度)
 - ・ 地震の規模~マグニチュード6.7 (暫定値)
 - 震源の深さ~約40km (暫定値)
- (3) 震度5強以上を観測した地域(北海道)
 - 震度 6 強 ~ 北海道胆振地方中東部
 - 震度 6 弱 ~ 北海道石狩地方南部
- (4) 津波情報

この地震による津波の発生のおそれなし

- 2 被害状況(速報値)
- (1) 110番通報件数(8:00現在)

1,934件

- (2) 人的被害を含む被害規模に関する主な情報(警察庁警備局調べ)
 - ◎ 死者等の人的被害情報

確認中

- ◎ その他の特異事案
 - 勇払郡厚真町において土砂崩落等による家屋倒壊情報
 - 室蘭市内の新日鐵工場で火災発生(鎮火)
- (3) **高速道路の通行止め状況(警察庁交通局調べ7:00現在)** 4 路線 4 区間
- (4) 信号の状況
 - 北海道警察本部周辺滅灯状況あり
 - 札幌、苫小牧地域のほぼ全てが滅灯状態(停電による) (4:05)
- (5) その他
 - 原発関連施設は異常なしを確認
 - 北海道警察本部庁舎周辺停電中。本部庁舎は非常用電源で稼働
 - 新千歳空港は異常なし

3 警察措置

- 警察庁は、警備局長を長とする災害警備本部を設置 (3:09)
- 北海道警察は、本部長を長とする災害対策警備本部を設置
- 警察庁、関係都道府県警察は、災害関連情報を収集中
- 北海道警察機動隊等118人が救出救助活動等を実施中
- 北海道警察へリ「ぎんれい2号」が官邸等にヘリテレ映像を配信
- 北海道警察情報通信モバイル班出動、官邸等に映像を配信
- 警視庁、宮城県警特別救助班各10人を警察へりで派遣中

公 安 委 員 会 警 察 情 報 セ キ ュ リ テ ィ 平成30年9月6日 説明資料No. 5 ポ リ シ ー の 改 正 に つ い て 情 報 管 理 課

平成30年7月25日に「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準間」(以下「統一基準」という。)が改正されたことを受け、警察情報セキュリティポリシーを改正するもの。

1 警察情報セキュリティポリシーの概要

警察情報セキュリティポリシーは、警察において、情報漏えい、情報システムの不正利用等を防止するため、情報の取扱い、技術的対策事項等について定めたもの。統一基準の改正、情報セキュリティをめぐる情勢の変化等を踏まえ、所要の改正を行っている。

なお、都道府県警察は警察情報セキュリティポリシーに準じた規程を 定めることとしている。

2 改正の主な内容

(1) 統一基準への準拠性の確保

ア 公開Webサーバ及び電子メールサーバの通信の暗号化 イ ふるまい型ウイルス検知機能の導入

(2) 業務改善等

ア デジタルカメラ持ち出し時の簿冊記載の省略 特定の条件の下で、デジタルカメラの持ち出し時の簿冊記載省略を 認めるもの。

イ テレワークへの対応

端末に管理対象情報を保存しない機能を用いた場合は、テレワークにおける個人所有の端末の利用について認めるもの。

(3) 情報セキュリティの強化

ア サプライチェーン・リスクへの対応

製造業者等の情報の収集、整備した警察情報システムの不正な通信等の監視を求めるもの。

イ 携帯電話機の管理

公費整備の携帯電話機の管理を強化するもの。

3 今後の予定

平成30年10月1日(月) 施行